

海蔵地区人権・同和教育推進協議会 1年の取り組みを振り返って

会長 藤岡 満

昨年は海蔵地区人権・同和教育推進協議会の事業に地域の皆様、委員の皆様のご協力いただき有り難うございました。

6月1日第1回委員研修会を開催しました。総会終了後、普段私たちの身の回りで見落としがちな様々な人権問題について委員の皆さんとDVDを見て学習しました。高齢者や外国人を受け入れられないのはなぜか、同和問題や原発事故に伴う風評被害の問題はなぜ起こるのかを考える内容でした。これらの問題に共通するのは、いつの間にか植えつけられてしまった誤った考え方や思い込みです。差別がよくないことは誰もが分かっていることなのに、いざ自分や家族など身近な人にかかわると冷静な判断ができなくなり、気付かないうちに他人を傷つけたり排除したりしがちです。全ての人権問題は他人事ではなく自分自身の問題として捉えることが重要です。

7月から9月にかけて、阿倉川、三ツ谷、松ヶ丘・阿倉川新町ブロックで地区懇談会を開催しました。

テーマは、高齢者における認知症問題を取り上げました。海蔵地区においてもこの問題は避けて通れません。グループ別の懇談会で生々しい介護体験談を語っていただく方がどのグループもお一人はお見えになりました。発言した皆さん誰もが愛情を持って接しておられることが伝わってきました。

認知症の高齢者はこれから増加していきます。家族だけでは支えきれなくなったとき、地域でこれを受け止める必要があります。高齢者問題は人権問題を無視しては前へ進めません。人は皆幸せになる権利があります。誰かを傷つけ排除するようなことがあってはならないと思います。高齢者問題は、高齢

者を受け止める私たちの問題であり、私たち自身の問題として捉えることが重要です。

10月3日に「第24回人権を考える集い」を開催しました。昨年は戦後70年、節目の年でした。講師に岩崎建弥さんをお迎えし、「市民と戦争～見捨てられた民間被害者～」と題し講演していただきました。海蔵小学校の多目的室での開催となりましたが皆さん熱心に耳を傾けて頂きました。新聞記者として、名古屋空襲で重傷を負った杉山千佐子さんという一人の民間戦傷者の活動を追って、戦争による民間人犠牲者と人権について語っていただきました。日本では民間戦傷者に対する援護は今もなされていません。ひとたび戦争が起こると、「誰もが生まれながらに持っている“幸せになる権利”」すなわち人権など全く無視されてしまう状況になってしまいます。いかなる理由があっても戦争はしてはいけないと思います。

11月27日、委員の皆様と第2回委員研修会を開催し、同和問題について研修しました。DVDを見て、その感想などを伺いながら進めました。DVDは、同和地区出身の男性と結婚を約束した女性と、彼女の両親を軸に同和問題を考える内容でした。「同和問題について正しい知識を身につけること」、「自分自身の問題として捉えること」を締めめの言葉として終了しました。

(記 事業部 藤岡 満)

お知らせ

◎第24回「人権を考える集い」開催報告

10月3日(土)海蔵小学校多目的室にて愛知部落解放・人権研究所理事、元中日新聞社編集委員の岩崎建弥さんを講師に、「市民と戦争～見捨てられた民間被害者～」と題した講演会を開催しました。63名の参加者とともに、70年前の空襲で受傷した民間被害者の現状について学習しました。

運営にあたり多くの方々にご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。



◎2015年度地区懇談会開催報告

- (1)阿倉川地区
平成27年7月24日(金)
- (2)三ツ谷地区
平成27年8月28日(金)
- (3)松ヶ丘・阿倉川新町地区
平成27年9月18日(金)

上記三会場にて、総勢89名の参加をいただき、「高齢者問題」をテーマに開催しました。

関係者ならびに参加いただきました皆様にお礼申し上げます。

◇2016年度事業計画案

2015年度も第4・四半期になりましたので、皆さま方の組織におかれましても、2016年度に向けて事業計画の策定に取り掛かっておられることと思います。策定にあたって情報集めをされていると思います。海蔵地区人・同協の腹案として主要行事の開催日程の検討を進めておりますので現時点の情報提供をさせていただきます。ただし、未だ確定したものではありませんので、その点を十分ご承知の上、事業計画策定にあたって参考にしていただければと思います。今後総会開催に向けてお互いに情報交換をしながら固めていきたいと思いますので、情報提供等ご協力の程、よろしくお願い致します。

主要行事基本日程(腹案)

- 6月6日(月) 定時総会
第1回委員研修会
- 7月22日(金) 地区懇談会
(野田・清水ブロック)
- 8月19日(金) 地区懇談会
(末永・本郷ブロック)
- 9月16日(金) 地区懇談会
(西阿倉川ブロック)
- 10月1日(土) 第25回人権を考える集い
- 11月25日(金) 第2回委員研修会
- 5月、8月、11月、17年2月の1日付
「同推くん」発行

「全国水平社創立宣言」を、ユネスコ記憶遺産に登録を

1. はじめに

『人権宣言』をご存じですか?と聞けば、多くの方の頭に浮かぶのは、かの有名なフランスの「人権宣言」を思い浮かべられるのでは、ないでしょうか?中には「世界人権宣言」を思い浮かべられる方もお見えになると思います。

いうまでもなくこの二つの「宣言」は、すべての人に、等しく生まれながらに持つ「人間」としての権利である基本的人権があることを提示し、国際的に承認され庇護されることを宣言しています。

世界人権宣言では、

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

フランス人権宣言*では

第1条 人は、自由かつ、権利において平等なものとして生まれ、存在する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない、と高らかに宣言しています。



*条文は、樋口陽一・吉田善明編「改定版 解説世界憲法」三省堂より引用 P239

2003年に、ユネスコ世界遺産に記憶遺産に登録されている。

フランス人権宣言 1789 (人間と市民の権利の宣言)

2. 全水創立宣言は、重要な「人権宣言」

ユネスコ記憶遺産（正式には「世界の記憶」(Memory of the World.MOW)とは、ユネスコが主宰する事業の一つで、危機に瀕した書物や文書などの歴史的記憶遺産を保存し、広く公開することを目的にした事業で、1995年に準備作業に入り、1997年から2年ごとに登録事業を行っているものです。2014年10月現在、フランスの「人権宣言」、ベートーベン交響曲第9番直筆楽譜、「アンネの日記」など301件が登録されています。

「全国水平社創立宣言」は、人権を確立・伸長してきた近代世界史の中で、フランスの「人権宣言」と比肩しても遜色のない重要な「人権宣言」であり、今日、国際人権の成長過程で最も求められているメッセージを含んでいる「宣言」であるばかりでなく、90年以上前に高らかに歌い上げられた素晴らしい人権文書であることから、2017年の登録を目指して、現在、2016年度中に登録申請を済まそうと鋭意準備が進められています。

登録推進団体の『「全国水平社創立宣言と関係資料」のユネスコ記憶遺産登録をめざす会』代表、武者小路公秀さんは、登録賛同の呼びかけ用パンフレットで、登録申請の意義を以下のとおり述べておられます。(要約と一部割愛しました。)



「宣言」は、先ず、自らを部落解放に立ち上がった「産業の殉教者」と規定しています。生態系に優しい循環型経済として注目されている江戸時代日本の産業に不可欠な「清め」の仕事させられながら、「穢れ」とみなされ、自然に触れることで差別されるといふ「産業的殉教者」の子孫であることを主張しています。これほど自然との共生における

差別問題を力強く指摘する「宣言」は、他に見当たらないと思います。

第二に、宣言は、現代を「人間が神となる時代」という西欧啓蒙思想の中で主張されてきた時代精神を取り入れて、「殉教者としての荊冠」を投げ返す時代という規定をしています。宣言は、以上に述べたような過去と現在とを「往相」とし、部落解放運動が代表する「世直し」を「還相」とする浄土真宗の発想をもととした「人間の光と熱と尊厳」を志向していて、見事に東西文明の融合を実現しています。

第三に、個人の権利主張の西欧啓蒙思想として確立された国際人権法も、最近では、集団権を取り入れる必要性が主張されています。共同体(コミュニティ)全体の「幸福」を追求して、「国民総生産(GNP)」にかわる「国民総幸福量(GNH)」が注目されているとき、「人の世に熱あれ」と「世間・社会」を「世直し」の目標に掲げている「宣言」は、フランス人権宣言の個人の権利の強調を補完するものとして、共同体の一体性と多元性のもとでの差別撤廃を主張しています。この点でも、「宣言」はきわめて現代的な意味のあるものです。

しかも、荊冠旗のデザインとして、赤い「荊冠」をアナキズム(平等互惠の思想)を意味する黒字の中心に描く「宣言」の精神の背後には、1920年代に西欧の「世直し」芸術として出てきたメキシコ革命を支えたタマーヨたちなどの「表現主義」があるようです。「殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ」とする「宣言」の精神は、この荊冠旗によって表現されており、「全国水平社創立宣言」と「荊冠旗」とは不可分の一体を形成しています。

●2016年度の申請に関する日程等

- 2015年3月 選定基準を含む公募要領の公開・公募開始
- 同年6月 公募締切
- 同年9月 選考委員会で申請物件の決定、小委員会へ報告
- 同年9月～12月 申請書の調整
- 2016年1月～2月 申請書の英訳
- 同年3月 ユネスコへの申請書の提出

3. 「全国水平社創立宣言」はなぜ大切なのか

「全国水平社創立宣言」は、日本において部落差別からの完全な解放を掲げて1922年3月3日に開催された全国水平社創立大会で綱領などとともに可決された700字にも満たない短い宣言がなぜそれほどまでに重要なのでしょうか。

まず第一に、差別を受ける人びとが力を併せ世界で初めて自らの言葉で差別の不当性を訴えた宣言であるからです。今も世界中に差別を受けて苦しむさまざまな人びとがいます。こうした人びとは差別をうけることによって、まるで自らが劣った存在であるかのように感じるものです。しかし、この宣言は「吾々の先祖は自由、平等の渴仰者であり、実行者であった」とみずからの歴史を誇りあるものとして高らかに示し、不当な差別に抗おうとしている世界の多くの人びとに勇気を与え続けてきました。

第二に、人間の尊厳を強く主張しているからです。この「宣言」では、「人間を尊敬する」、「人間を冒瀆してはならぬ」など「人間」という言葉が10回も用いられています。人間の尊厳を提起することで時を超え、国境をまたいだ普遍性をもつものであることから、世界から高く評価されています。

第三に、当時の世界の最もすぐれた思想が凝縮されているからです。宣言が発表された当時の世界では、民主主義や社会主義などの新しい思想が打ち出され、また民族自決主義が主張された時代でした。こうした新たな政治思想と共に、人間の救済を求めてきた仏教やキリスト教の教えを踏まえて宣言が生み出されたのです。そのような、世界の人類が築き上げてきた英知がこの宣言には込められているのです。

また、この宣言は、日本の社会の中で、100年近く前に、厳しい差別を受けていた若者が、日本の言葉を用いてこのような豊かな内容をもつ文章を生み出したことを、心に深くとどめ、世界に、そして後世に語り継いでいきたいものです。

(前記 パンフレットから引用。但し要約と一部割愛しました。)

– 3 –

– 4 –

– 2 –